

令和2年10月30日

教育・保育施設等利用の保護者 各位

江別市長 三好 昇

保育料（利用者負担額）の日割計算による減額措置について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

このたびの新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ流行が継続しており、10月28日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「警戒ステージ2」が発せられるなど、警戒を要する状況が続いております。

特定教育・保育施設等における感染予防のため、施設の利用につきまして、下記の点についてご協力をお願いいたします。

記

1 保育所等利用の際の留意点

施設を利用するお子さん・ご家族が新型コロナウイルス感染症に関して、次のいずれかに該当した場合は、速やかに施設に連絡の上、次のとおり登園を控えてください。

- (1) お子さんが感染した場合
治癒するまで登園を控えてください。
- (2) お子さん又は同居のご家族がPCR検査を受ける場合
PCR検査の結果が判明するまで登園を控えてください。
- (3) 同居のご家族が感染した場合
感染した方と最後に接触した日から2週間は登園を控えてください。
- (4) 同居のご家族が濃厚接触者となった場合
保健所での健康観察期間の間は登園を控えてください。

2 保育料（利用者負担額）の取扱い

上記事由に該当し、欠席した場合は、下記の計算式により利用者負担額を日割り計算し減額します。

【計算式】

減額後の利用者負担額

利用者負担額（月額）×その月の上記1の期間を除く開所日数÷25日

（10円未満端数切捨て）

3 対象期間

令和2年7月1日から当面の間といたします。

7月以降に既に上記事由で施設に連絡の上で欠席したことがある場合は、さかのぼって減額いたします。

4 必要な手続き

保育料（利用者負担額）の減額対象となる場合は、ご利用されている施設から報告を受けて変更手続きを行いますので、保護者様による手続きは不要です。（ただし、特に必要がある場合は、個別に状況を確認させていただくことがあります。）

返金などの具体的な内容については、保育園については市から、認定こども園・地域型保育事業所については、各園からご連絡いたします。

5 その他

- (1) 保護者様の送迎の際には、マスクの着用の徹底をお願いいたします。
- (2) 登園しているお子さんに発熱等の症状がある等、体調不良の場合は登園を控えていただきます。
- (3) ご家庭においても、手洗いや消毒などの感染症予防に努めていただくようお願いいたします。
- (4) 新型コロナウイルスの動向については、予断を許さない状況が続いており、今後の状況次第では、取扱いがさらに変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。

お問合せ先

江別市健康福祉部

子育て支援室子ども育成課

電話：011-381-1030（直通）